

○長崎市児童生徒就学援助取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市児童生徒就学援助規則（平成21年長崎市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 規則第2条第1項第2号に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する税をいう。以下同じ。）を課税されていない者（ただし、生計を一にする世帯員のうち、市町村民税が課税されている者がいる場合を除く。）又は市町村民税を減免されている者。
- (2) 個人の事業税（地方税法第4条第2項第2号に規定する税をいう。）を減免されている者
- (3) 固定資産税（地方税法第5条第2項第2号に規定する税をいう。）を減免されている者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条、第90条、第90条の2第1項及び第2項の規定により国民年金の掛金を減免されている者
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により保険税を減免され、又は徴収を猶予されている者
- (6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当を受給している者

(7) 生活福祉資金の貸付を受けている者

(8) 前年の世帯の合計所得金額が所得基準額以下である者。なお、所得金額及び所得基準額の算出方法は教育長が別に定める。

2 規則第2条第2項に規定する教育的見地から特に必要と認める者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則（昭和34年長崎市教育委員会規則第1号）第7条に規定する区域外就学（以下単に「区域外就学」という。）の措置を受けて、長崎市外の市町村が設置する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に通学する児童生徒の保護者

(2) 区域外就学の措置を受けて、長崎市立小中学校に通学する児童生徒の保護者

(3) その他教育委員会が特に必要と認める者
（就学援助の費用）

第3条 規則第5条に規定する基準は、対象経費については別表第1、支給する種別については別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、他市町村から既に就学援助を受けている場合にあつては、教育委員会は当該費用に係る就学援助費を支給しない。

（就学援助の申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書は、就学援助申請書（第1号様式）とする。ただし、規則第1条に規定する就学予定者（以下「就学予定者」という。）の保護者が受けようとする新入学用品費の申請書は、新入学用品費受給申請書（就学援助）（第2号様式）とする。

(支給の認定日)

第5条 規則第7条に規定する教育委員会がその支給を認定した日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 申請に要する期間として教育委員会が別に定める毎年度当初の期間（以下「当初申請期間」という。）中に就学援助の申請が完了したとき 次に掲げる日

ア 規則第2条に掲げる要件の発生日が4月15日以前にあつては、4月1日

イ 規則第2条に掲げる要件の発生日が4月16日以降にあつては、5月1日

(2) 当初申請期間後に就学援助の申請が完了したとき（第3号に規定するときを除く。） 就学援助の申請が完了した日の属する月の初日

(3) 当初申請期間経過後、その月の16日から末日までに就学援助の申請が完了したもの 就学援助の申請が完了した日の属する月の翌月の初日

2 前項及び次条第2項に規定する就学援助の申請並びに次条第2項に規定する新入学用品費の申請が完了したときは、別に定める申請に必要な書類が全て提出されたときをいう。

(決定の通知)

第6条 規則第4条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 就学援助の認定を行ったとき 就学援助支給決定通知書（第3号様式）

(2) 就学援助の認定を行わなかったとき 就学援助申請の審査結果について（第4号様式）

2 前項に規定する通知は、認定の日が前条第1項第1号に該当する者には当該年度の6月末日まで、同項第2号及び第3号に該当する者には就学援助の申請が完了した日の属する月の翌月の末日までに、通知しなければならない。ただし、認定の日が規則第7条第2項に規定する就学予定者の保護者又は小学校6年生の保護者には新入学用品費の申請が完了した日の属する年度の3月末日までに、通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 規則第8条に規定する別に定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護者又は児童生徒の住所その他就学援助の申請内容に異動を生じたとき。

(2) 就学援助の必要がないと教育委員会が認める事由が発生したとき。

(学校長の責務)

第8条 校長は、教育委員会が毎年度別に定める就学援助事務要領に従い、当該事務を執行しなければならない。

(支給台帳等)

第9条 校長は、別に定める支給台帳及び関係領収証等を整理し、当該年度の次年度から起算して5年間保管しなければならない。

(医療費に係る就学援助費)

第10条 医療費に係る就学援助費は、関係省庁からの通知通達及び別に定める事務要領に基づき取り扱うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 就学援助の承認のために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第 1、別表第 2 及び第 2 号様式の改正規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 8 年度に小学校 6 年生に在籍する児童から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 9 年度に小学校 1 年生に在籍する児童及び中学校 1 年生に在籍する生徒から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市児童生徒就学援助規則取扱要綱第 4 条に規定する就学予定者については、平成 3 0 年度に就学する就学予定者から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

就学援助費	対象経費
(1) 新入学用品費	ア 小学校に就学する予定の年度の前年度の 3 月 1 日に長崎市内に住所を有する就学予定者が、

	<p>小学校に入学するにあたって通常必要とする学用品の購入費又は小学校6年生に在籍する年度の3月1日に就学援助の認定を受けている児童が、翌年度に中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品の購入費</p> <p>イ 小学校に就学する予定の年度の前年度に新入学用品費の支給を受けていない児童（認定日が就学する年度の4月1日である者に限る。）又は小学校6年生に在籍する年度に新入学用品費の支給を受けていない生徒（認定日が就学する年度の4月1日である者に限る。）が、入学するにあたって通常必要とする学用品の購入費</p>
(2) 学用品費	文房具等児童生徒の所持に係る物品で、通常学校における学習に必要なものの購入費
(3) 通学用品費	通学用の靴や雨傘等の物品で、通常通学に必要なものの購入費
(4) 通学費	児童生徒が最も経済的な経路と方法によって通学する場合で、片道の通学距離が児童にあつては4km、生徒にあつては6km以上で、かつ、住所地で指定された学校に通学する者についての交通機関の旅客運賃。ただし、特別支援学級の児童生徒については、通学距離を問わない。
(5) 学校給食費	児童生徒が受ける学校給食で保護者が負担する経費
(6) 校外活動費	児童生徒が学校行事としての校外活動に参加するために要する経費のうち、交通費及び見学科に相当するもの
(7) 修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために保護者が均一に負担する経費
(8) 体育実技用具費	中学校において、体育の授業のため全員が個々に用意する必要のある場合で、柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式・剣道衣・竹刀及び防具袋の購入費

(9) 医療費	<p>感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病に陥り、学校の指示により治療を受けた者の医療費及び通院費</p> <p>ア トラコーマ、結膜炎 イ 白せん、かいせん及び膿痂疹 ウ 中耳炎 エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド オ う歯 カ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）</p>
(10) クラブ活動費	<p>小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費</p>
(11) 生徒会費	<p>小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費</p>
(12) P T A会費	<p>小学校又は中学校において、学校、学級、地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費</p>

別表第2（第3条関係）

1 小学校

区分	支給する就学援助費の種別
(1) 長崎市立小学校の児童（(4)を除く。）の保護者	<p>新入学用品費、学用品費・通学用品費、通学費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費</p>
(2) 国立小学校又は私立小学校の児童の保護者	<p>新入学用品費、学用品費・通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費</p>
(3) 第2条第2項第1号に規定する者	<p>新入学用品費、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費</p>
(4) 第2条第2項第2号に規定する者	<p>学校給食費、医療費</p>

(5) 長崎市立小学校、国立小学校又は私立小学校の就学予定者の保護者	新入学用品費
------------------------------------	--------

2 中学校

区分	支給する就学援助費の種別
(1) 長崎市立中学校の生徒（(5)を除く。）の保護者	新入学用品費、学用品費・通学用品費、通学費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費
(2) 国立中学校又は私立中学校の生徒の保護者	新入学用品費、学用品費・通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費
(3) 県立中学校の生徒の保護者	新入学用品費、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費
(4) 第2条第2項第1号に規定する者	新入学用品費、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費
(5) 第2条第2項第2号に規定する者	学校給食費、医療費

第1号様式（第4条関係）

平成 年度就学援助申請書（委任状・口座振込依頼書）

1	いずれかに○をして下さい				2	あて先		長崎市教育委員会（長崎市会計管理者）																	
	1. 援助を希望する		2. 援助を希望しない			3. 生活保護		申請日		平成		年		月		日									
	氏 名		申請者との続柄			生年月日		平成 年度の 学校名・学年		現住所		長崎市													
										添付書類と現住所が違う場合		旧住所		理由											
	児童・生徒名					H . .		小 学 校 年		申請（保護）者															
電話番号					() -																				
金融機関名					銀 行 金庫・組合 支店																				
振込先				H . .		小 学 校 年		口座番号		普通預金															
								申請者口座名義 (カタカナ)		カタカナで記入して下さい。															
「お知らせ」を参照し、該当理由を1つ選び、○で囲んでください。				年度に就学援助を受けた . 受けない		申請者、世帯員同意・委任事項		就学援助を次の理由により申請いたします。なお、就学援助の認定に必要な申請者及び世帯員の生活保護法に基づく教育扶助の受給状況、市民税の課税状況、住民基本台帳情報を長崎市教育委員会に閲覧されることに同意します。また、就学援助の認定を受けた場合、就学援助費の請求、受領、返納に関する権限を在籍学校長に委任します。ただし、新入学用品費、学用品費・通学用品費、通学費については上記口座に振り込んでください。返納がある場合、申請者が返納します。																	
1 平成 年度又は平成 年度に次のいずれかに該当する場合 (1) 生活保護廃止 (2) 市民税非課税 (3) 市民税減免 (4) 個人事業税減免 (5) 固定資産税減免 (6) 国民年金の掛金減免 (7) 国民健康保険税減免 (8) 児童扶養手当受給 (9) 生活福祉資金貸付 2 1以外で次のような場合 (1) 職業安定所登録の日雇労働 3 1、2以外で次のような場合 (1) 平成 年中の世帯全員の合計所得額が所得基準額以下 (2) 特別の事情				年度に就学援助を受けた . 受けない		申請者、世帯員同意・委任事項		就学援助を次の理由により申請いたします。なお、就学援助の認定に必要な申請者及び世帯員の生活保護法に基づく教育扶助の受給状況、市民税の課税状況、住民基本台帳情報を長崎市教育委員会に閲覧されることに同意します。また、就学援助の認定を受けた場合、就学援助費の請求、受領、返納に関する権限を在籍学校長に委任します。ただし、新入学用品費、学用品費・通学用品費、通学費については上記口座に振り込んでください。返納がある場合、申請者が返納します。		氏 名		同意・委任 確認欄		申請者との 続柄		生 年 月 日		年 齢		職業勤務先又は学校名学年 (年に就職した場合は就職日を記入)		所 得 金 額			
								(同一 上記 児童計 の 生徒世 帯除く) 況		印		本人 (申請者)		M・T・S・H . .		歳									
										印				M・T・S・H . .		歳									
										印				M・T・S・H . .		歳									
										印				M・T・S・H . .		歳									
										印				M・T・S・H . .		歳									
										印				M・T・S・H . .		歳									
住居の状況		借家 . 持家 月額家賃 円		自宅と学校の通学距離 が小学校4km以上、中 学校6km以上の場合		[利用公共交通機関]		[利用区間]		[1ヶ月定期券代]		計		円											
特別の事情とは、4ページの該当理由の3(2)に書いています。該当理由3(2)での申請など特別の事情のある方は具体的な事情と生活状況を記入して下さい。																									

学 校 長 意 見 1 援助を必要と認めます。 2		学校長私印		異 動 平 成 年 月 日 転 校 転 出 生 保 開 始 辞 退 その他 転 出 先 等		非 認 定		1 所得オーバー		認 定		年 月	
								認定理由					

第2号様式（第4条関係）

平成 年度 新入学用品費受給申請書(就学援助)

(あて先)長崎市教育委員会

(平成 年度小学校入学用)

申請日 平成 年 月 日 次のとおり平成 年度新入学用品費(就学援助)受給を申請します。

(保護者) 申請者	住所	長崎市	平成 年 1月1日時点 の住所	1. 長崎市内 2. その他(市町村名)	連絡先	携帯電話 自 宅	-	-
	氏名		振込 先	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所	普通 預金		
	カタカナ 口座名義							

入学 予定 者	入学予定の学校名	学年	氏 名		生年月日		
	市立 私立 国立	小学校	新1年	(ふりがな)	平成	年	月 日
	市立 私立 国立	小学校	新1年	(ふりがな)	平成	年	月 日

申請 理由	該当項目(申請項目に○を記入)	○欄	添付書類(発行先)	○同意事項 申請書の記入事項及び受給資格の審査及び支給に際し必要な事項について、教育委員会で調査確認されること。 1 新入学用品費の支給日以降に他市町村に転出した場合、転出先自治体に本市で新入学用品費の支給を行った旨を通知されること。 2 本申請により新入学用品費の支給を受けた場合は、「平成 年度就学援助制度」により認定となった際の「新入学用品費」は支給しないこと。 3 本申請の平成 年度新入学用品費の審査基準と、「平成 年度就学援助制度」の審査基準は異なるため、それぞれ審査結果も変わる場合があること。 4 中学生以下の子どもを除き、左下の「同意欄」に押印をお願いします。
	(1)生活保護が停止または廃止された場合		提出不要	
	(2)世帯員全員の市民税が非課税である場合(所得が一定以下による)		提出不要 ※ただし、平成 年1月1日現在で、長崎市に住所がなかった方は提出が必要です。 (平成 年1月1日現在の住所地の市区町村から「市県民税(所得・課税)証明書」の発行を受け、提出してください。)	
	(3)市民税が減免された場合(天災などによる)		提出不要	
	(4)個人事業税が減免された場合(天災などによる)		事業税変更通知書(県税事務所)	
	(5)固定資産税が減免された場合(天災などによる)		減免承認通知書(長崎市資産税課)	
	(6)国民年金掛金が減免された場合[1/4免除を除く]		免除申請承認通知書(年金事務所)	
	(7)国民健康保険税が減免された場合(天災などによる)		提出不要	
	(8)児童扶養手当を受けている場合		提出不要	
	(9)生活福祉資金を借りた場合		貸付決定通知書(社会福祉協議会)	
	(10)職業安定所登録の日雇労働の場合		日雇労働被保険者手帳(職業安定所)	
※上記の理由に該当しない場合は、こちらの理由をお選びください。			提出不要 ※ただし、平成 年1月1日現在で、長崎市に住所がなかった方は提出が必要です。 ○給与所得者、パート、アルバイトの場合 平成 年分源泉徴収票(勤務先) ○事業所得者の場合 平成 年分所得税確定申告書の控(第一表・第二表) ○年金受給者の場合 平成 年分源泉徴収票(年金事務所) ※上記の書類に代えて、平成 年1月1日現在の住所地の市区町村から「市県民税(所得・課税)証明書」の発行を受け提出しても構いません。	
(11)平成 年中の世帯全員の合計所得額が所得基準額以下の場合				

(小学校を同じく 入学予定者 を世帯 を除く 状況)	氏名	申請者 との続柄	同意 確認欄	生年月日	就業勤務先又は 学校名・学年	※教育委員会 確認欄
	(申請者)	本人	印	明 昭 大 平 . .		
			印	明 昭 大 平 . .		
			印	明 昭 大 平 . .		
			印	明 昭 大 平 . .		
			印	明 昭 大 平 . .		

○手続きについて

長崎市教育委員会総務課または入学予定の学校に提出してください。

※学校へ提出する場合は、お手持ちの任意の封筒(「長崎市教育委員会総務課助成係あて」と記入)に入れてください。

※裏面にも記載しておりますので、内容をご確認ください。

教育 委員 会	非認定	認定
		理由

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

長崎市教育委員会 印

就学援助費支給決定通知書

年度就学援助費を 支給することに決定したので通知します。


援助費目	援助対象		支給額			支給時期	支給方法
新入学用品費	小学校	1年生					
	中学校	1年生					
学用品費 通学用品費	小学校	1年生	1学期分	2学期分	3学期分		
		2～6年生					
	中学校	1年生					
2～3年生							
通学費							
学校給食費							
校外活動費							
修学旅行費							
体育実技用具費							
医療費							
クラブ活動費							
生徒会費							
P T A 会費							

備考 本様式中の表は、必要に応じて記載事項を修正することができる。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

様

長崎市教育委員会 

就学援助申請の審査結果について

このことについて、先に申請がありました、
年度就学援助申請
を審査した結果、あなたの世帯は本市が定めた認定基準に該当しないため
就学援助できませんでしたので通知します。

なお、今回申請しなかった特別の事情が他にある場合は、学校長を通じて
あらためてご相談ください。

（注）特別の事情とは、例えば家計維持者の死亡・失業・休職などによる
大幅な収入減、長期療養・火災・交通事故などにより著しく生活が困窮し
ている場合をいいます。